

小坂町の補助金・補助制度について

今年度、自治会や町民の皆さんにご利用いただける補助事業をご紹介します。

補助の詳細や申請方法は担当部署へお問い合わせください。

総務課

総務管財班 (TEL29-3901) 企画財政班 (TEL29-3907)

担当部署	補助事業名	対象	内容(対象要件・補助率・補助額等)
総務管財班	自主防災組織活動費	自主防災組織	自主防災組織の活動や防災資機材の購入に対する補助。 ◇「参加人数×300円+1万円」もしくは防災訓練にかかった額のいずれか少ない額 ◇防災資機材購入費の2分の1以内(上限5万円)
企画財政班	移住定住促進奨励事業	町民及び転入予定者	住宅を新築した方、または中古住宅を購入しリフォームした方に最大60万円を補助。
	空き家解体補助金	空き家所有者	危険空き家解体に経費の50%(上限50万円)、一般空き家解体に経費の10%(上限15万)を補助。
	みんなの地域づくり事業	自治会	自治会が自主的に活動し自ら地域づくりに寄与する事業を対象に、経費の80%(上限30万円)を補助。(令和2年度申請は6月末まで)
	空き家片づけ事業	①空き家の購入、貸借、譲渡契約をした方 ②空き家所有者	空き家にある家財道具等の処分運搬及び屋内の清掃に係る経費に対する補助。(上限10万円)

福祉課

まると支援班 (TEL29-3926)

担当部署	補助事業名	対象	内容(対象要件・補助率・補助額等)
まると支援班	不妊治療費等助成事業	町民	不妊治療費等の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費、一般不妊治療費、不育症治療費の一部を補助。 (特定不妊治療費は秋田県の特定不妊治療費、助成事業の助成金の交付決定を受けている方が対象です。)
	がん患者医療用補正具購入費助成事業	町民	がん治療により医療用補正具(医療用ウィッグまたは乳房補正具)を使用する方を対象に、補正具の購入費用の一部を助成します。

観光産業課

観光商工班 (TEL29-3908)

担当部署	補助事業名	対象	内容(対象要件・補助率・補助額等)
観光商工班	創業チャレンジ支援(創業支援・雇用奨励金)	町内の個人・法人・団体	新規創業または新分野への事業展開を予定する町内の個人・法人・団体の初期投資経費に対する補助。 ◇初期投資経費の2分の1以内(上限100万円) ◇新たに町内在住者を6か月以上雇用の場合、最大100万円。
	資格取得支援事業	中小企業の町内事業者	従業員の資格取得費用を負担した中小企業の事業所、または就労につながる資格を取得した求職者もしくは学生に対し、資格取得に要した費用の一部を補助。対象経費の2分の1以内(上限10万円)
	商業店舗リフォーム事業	個人事業主	1年以上営業している小売業、飲食業、サービス業の個人事業主の店舗リフォームに対する補助。(上限30万円)

建設課

建設班 (TEL29-3910)

担当部署	補助事業名	対象	内容(対象要件・補助率・補助額等)
建設班	住宅リフォーム支援事業	町民及び転入予定者	工事費の15%を補助。(上限15万円) (多子世帯は25%、上限20万円)
	木造住宅耐震診断支援事業	対象木造住宅所有者	自己負担額1万円で町が耐震診断士を派遣。
	ブロック塀等撤去支援事業	補助対象工事を行う個人	工事費の80%を補助。(上限20万円)
	融雪装置設置費補助事業	町民及び転入予定者	設置費の3分の1を補助。(上限30万円)